

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行個）諮問第117号）

答申日：平成31年2月19日（平成30年度（行個）答申第180号）

事件名：本人に係る「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」
の公表についての意見等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月24日付け金総第1833号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報の不開示部分の全部開示を申し立てる。

「不開示とした部分とその理由 不開示とした部分には、慣行として公になっていない個人の氏名が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、法第14条第2号に該当し、不開示にした。」とあるが、過去のパブリックコメントの開示請求に対して、全部開示の決定が出ている。不開示理由は存在しない。

「慣行として公になっていない」とあるが、過去のパブリックコメントの開示において、全部開示の決定が出ている。

行政の公平と公開性に基づき、受付した職員の氏名と宛先の職員の氏名は開示されている。

職員の氏名は行政府の公開性や説明責任、民主的統制の観点からも公開されることが要請されるものである。不開示にすることは、国民の知る権利を著しく損なうものである。

平成18年6月9日 金融庁訓令「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」の一部改正について
行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- 氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合。
- 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合。

平成18年9月26日 金融庁訓令「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」の一部改正について
決定の基準は同じである。

「慣行として公になっていない」といった事実が存在しない。

過去の開示において、不開示理由は存在しない。

保有個人情報の不開示部分の全部開示を申し立てます。

過去のパブリックコメントの開示において、全部開示の決定が出ていると上記で述べているが、全部開示の決定が出ているのにも関わらず、宛先の職員の氏名を不開示にして、事実上の行為として、部分開示にしている事例（不正）は存在している。法の趣旨に反する犯罪である。

全部開示の決定が出ているのにも関わらず、不開示部分のある文書を作成して実施するといった「組織的な不正」を、金融庁は行っている。

現在でも全部開示の文書の開示の実施が行われていない。

全部開示の決定が出ているのにも関わらず、文書の開示の実施を行わなかった事例（不正）は存在している。事実上の行為として、文書を不開示にしている。現在でも文書の開示の実施が行われていない。これらは、パブリックコメントの募集期間中に、FAXで意見を送れなかった時期があった事実を公表せずに、隠蔽をしたことに関して、情報隠蔽と証拠隠滅のために、不法に文書を不開示しなかった。不法に宛先の職員の氏名を不開示にしたと、不正の理由は明確である。

現在に至るまで、事実の公表をしていない。開示請求に対して、情報を開示できないように組織的に妨害を繰り返していた。法の趣旨に反する犯罪行為であって、パブリックコメントの開示において、不開示理由は存在しない。

（中略）

正当な不開示理由はない。保有個人情報の不開示部分の全部開示を申し立てます。

（2）意見書

(前略)

金融庁総務企画局企画課調査室による「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」に対して送ったパブリックコメントの情報開示における不正事件が起こる前は、パブリックコメントは全部開示されていた。不開示理由はない。

情報公開の基準は同じである。パブリックコメントにより、宛先の職員の氏名は不開示であったり、全部開示されたりといった情報開示は恣意的でおかしい。

宛先の職員の氏名が、不開示である正当な理由はない。

不開示決定で「不開示とした部分には、慣行として公になっていない個人の氏名が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、法第14条第2号に該当し、不開示にした。」とあるが、過去のパブリックコメントの開示請求に対して、全部開示の決定が出ている。

「慣行として公になっていない」とあるが、不開示理由は事実ではない。

パブリックコメントの情報開示における不正の後に、パブリックコメントの宛先の職員の氏名を不開示にすることは不正の隠蔽である。

金融庁の述べている不開示理由は正当な理由がなく、事実ではない。

(中略)

そもそもパブリックコメントの宛先の職員の氏名を不開示する理由はない。

不開示部分を、全部開示するように申し立てます。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年3月5日付け保有個人情報開示請求(同月6日受付。以下「本件開示請求」という。)に関し、処分庁が、法18条1項に基づき、同月24日付け金総第1833号において本件開示請求に係る保有個人情報の一部を不開示とする決定(原処分)をしたところ、これに対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件審査請求に係る保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報(本件対象保有個人情報)は、以下の文書に記載されている保有個人情報である。

- ① 平成29年2月8日付「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表についての意見
- ② 平成29年2月20日付「顧客本位の業務運営に関する原則

(案)」の公表についての意見

2 原処分の概要

(1) 原処分について

処分庁は、上記のとおり本件対象保有個人情報 を特定し、その一部について不開示とする旨の決定を行った。

(2) 原処分の不開示理由

不開示とした部分には、慣行として公になっていない個人の氏名が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、法14条2号に該当するものとして、不開示とした。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、上記1記載の各文書に記載された保有個人情報である。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

不開示とした部分には、審査請求人以外の者の氏名が記載されている。そして、審査請求人以外の者の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、法14条2号本文前段に該当し、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とも認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

なお、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項の部分開示の余地はない。

4 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年7月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月19日 | 審議 |
| ④ 同年8月9日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成31年1月24日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年2月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙1の文書1及び文書2に記録された保有個人情報であり、処分庁はその一部を法14条2号に該当するとして不開

示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示とされた部分（別紙2に掲げる部分。以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人が電子政府の総合窓口から金融庁宛てに送付したパブリックコメントに関する意見であり、その体裁は、パブリックコメント受付専用メールアドレスから当該パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者（以下「パブリックコメント担当者」という。）宛てに転送されたメールを出力したものであって、本件不開示部分は、メール宛先欄に記載されている職員A及び職員Bの氏名であることが認められる。

(2) そこで検討すると、本件不開示部分に記載された氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別できるものに該当すると認められることから、法14条2号本文前段に該当する。

しかし、本件対象保有個人情報は、電子政府の総合窓口から金融庁のパブリックコメント担当者宛てに転送されたパブリックコメントに関する意見メールを出力したものであって、パブリックコメント担当者の職務遂行に係る情報であるところ、本件不開示部分に記載されたパブリックコメント担当者の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）にいう「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当すると認められ、また、これを公にしても、申合せにいう「特段の支障の生ずるおそれ」があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当すると認められる。

(3) したがって、本件不開示部分については、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1

文書 1 平成 29 年 2 月 8 日付「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表についての意見

文書 2 平成 29 年 2 月 20 日付「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」の公表についての意見

別紙 2 (本件不開示部分)

文書名	番号	不開示部分	不開示条項
文書 1	1	6 枚目の一部	法 1 4 条 2 号
	2	8 枚目の一部	
	3	1 0 枚目の一部	
	4	1 2 枚目の一部	
	5	1 4 枚目の一部	
文書 2	6	2 枚目の一部	